

平和主義と国際協調主義に関する国会答弁

■第 157 回国会・参・国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会・平成 15 年 10 月 8 日

○吉岡吉典君 …前文の中で特に、「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならない」云々という前文の、憲法の本によると第三段だと書かれているわけですが、そこについてのいろいろな新しい見解が述べられております。そして、これは国際協調あるいは自衛隊を派遣しての日本の国際協力の根拠とすべき部分であるというようなことも強調されてきております。

私は憲法をそんなに研究してきたわけではありませんが、しかし、私が憲法に関する本を読んだ限り、それからまた、憲法制定議会のいろいろな速記録を繰り返し読んだ限り、この前文のこの箇所というの、そういう国際協調あるいは自衛隊派遣による国際協力の根拠になるようなものではなくて、むしろ過去の日本の独善的な国家主義の誤り、これを正して、普遍的な国際道徳に沿って日本が行動すべきものだという原則を示したものだというように私は取りました。こういうふうに取ってよろしいでしょうか、長官。

○政府特別補佐人（秋山收君※内閣法制局長官） ただいまの憲法前文第三段の趣旨でございますが、一般には国家の独善主義を排除し、国際協調主義の立場に立つことを明らかにするものであると理解されております。

ただ、今、委員、自衛隊派遣のこととも関連してお尋ねになりましたので一言申し上げますと、このような理念に基づきまして、我が国として他國の支援を行おうとする場合に、自衛隊その他、実力組織を他國に派遣することを当然に要請するというところまでは御指摘のとおり言えないとと思いますが、他方、他国を支援するに当たりまして、自衛隊の専門的な技術あるいは能力を用いることが必要とされる、その活動の内容が武力の行使に当たるものではない、平和主義の理念に反するようなものでもないときに、我が国としての主体的な意思決定によって、このような支援活動を行うために自衛隊を他國に派遣することを否定する趣旨のものとも考えられないのであります。